

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和5年5月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	個人住民税関係事務	
②事務の概要	・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課徴収とそれに関する調査を行う。 ・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税に係わる証明書の発行 ⑦個人住民税台帳の照会 ⑧情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。	
③システムの名称	税務システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税課税情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	行政経営部課税課	
②所属長の役職名	課税課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	焼津市行政経営部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査
☐ 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市財政部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149	事前	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	課税課長 藪内 正記	課税課長 村松 和之	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
令和1年6月14日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 村松和之	課税課長	事後	
令和1年6月14日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2	事後	
令和1年6月14日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事後	
令和1年6月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		「⑧情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。」を追加	事後	
令和3年8月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	評価実施機関における担当部署 ①部署	財政部課税課	行政経営部課税課	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市財政部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149	焼津市行政経営部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	Ⅱ-1 時点 Ⅱ-2 時点	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	Ⅱ-1 時点 Ⅱ-2 時点	令和3年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	